

2020年3月3日（火）13:30～
衆議院第1議員会館 地下2階 国民民主党A会議室
※マスコミは政府説明までオープン

新型コロナウィルス合同対策本部会議 次第

司会進行：

岡島 一正 立憲民主党 対策本部事務局長
徳永 エリ 国民民主党 対策本部事務局長

1. 挨拶

逢坂 誠二 立憲民主党 対策本部長代行
泉 健太 国民民主党 対策本部長代行

2. 新型コロナウィルス感染症対策についてヒアリング

【内閣官房】

野田 博之 内閣官房 企画官
安枝 亮 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付・内閣参事官

【厚生労働省】

井口 豪 健康局感染症対策推進官
須田 俊孝 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長

3. 議員間討議

4. その他

以上

2020年2月28日

内閣官房 御中
厚生労働省 御中

3月3日（火）新型コロナウイルス合同対策本部会議での
ご説明のお願い

立憲民主党・無所属フォーラム
國 民 民 主 党
社会保障を立て直す国民会議
社 会 民 主 党
新型コロナウイルス合同対策本部

2月28日（金）の新型コロナウイルス合同対策本部会議において出された質問・意見などで持ち帰りとなった、以下の質問について次回対策本部（3月3日13：30）に文書にてご回答頂きますようお願い致します。

合わせて、27日（木）付けの「新型コロナウイルス合同対策本部会議でのご説明のお願い」の質問項目について、28日（金）の会議でご説明頂いた内容を書面で配布して頂きますようお願い致します。

クルーズ船関連

1. クルーズ船に乗船した政府職員の省庁別の日ごとの人数、うちPCR検査をうけた人数と陰性・陽性の判定数、自宅待機中の省庁別入数、待機等が終了して通常業務に戻った人数、自宅待機などをせずにそのまま通常勤務に戻った人数を示して頂きたい。
2. クルーズ船に乗船した政府職員以外の医療関係者（DMATやJMATなど）の所属別の日ごとの人数、うちPCR検査をうけた人数と陰性・陽性の判定数を示していただきたい。
3. また政府職員以外の医療関係者の日ごとの下船数と、下船後に宿泊したホテルや行動先などの情報を開示いただきたい。

国内感染防止対策

4. PCR検査の自治体ごと、または保健所ごとの実施数を示していただきたい。

5. 補正予算、予備費の中で地方衛生研や自治体の人員体制を拡充するために充てられる人件費（または検査体制拡充費の内訳）を示されたい。
6. 自治体がP C R検査器具を購入した場合、2分の1補助制度があるか。
7. 高層マンションなどクラスターになりうる施設への特別対策の検討をして頂きたい。
8. 新型インフルエンザ等特措法で企業等が備蓄しているマスク等をコロナ対策で放出させることは可能か。

以上

2020年2月28日

文部科学大臣 萩生田光一 殿

新型コロナウイルス対策における学校休業に関する申し入れ

立憲民主党
国民民主党
社会保障を立て直す国民会議
無所属フオーラム
社会民主党
新型コロナウイルス合同対策本部

政府は2月27日夕刻、突如として3月2日から全国の小中高校及び特別支援学校の臨時休業を要請すると発表しました。学年末で、重要な卒業式や受験を控えるなかでの、あまりに唐突な発表に現場は大きく混乱しています。文部科学省は2月28日一斉臨時休業に関する通知を出しましたが、現場の混乱はさらに増えています。よって私たちは以下のように申し入れます。

1. この決定に至った経緯、理由、法的根拠を明確にして総理自ら国民に説明すること。
2. 共働き家庭、ひとり親家庭などをはじめ、病院・高齢者福祉施設勤務など、親が仕事で家を離れるを得ない世帯への支援を十分に行うこと。
3. 臨時休業により仕事を休まざるを得ないことによって収入減となる世帯への支援を休業補償等により十分に行うこと。
4. 受け入れを続ける学童保育、保育所、幼稚園、こども園などでの感染防止に資する環境改善のための物資の確保と予算措置を行うこと。
5. 入学試験については、受験機会の剥奪とならぬよう最大限の配慮を行うこと。
6. 教育課程が終了しない場合などの成績評価や卒業、進級の取り扱いを明らかにすること。
7. 休業によって発生する損失（給食のキャンセルなど）については、国の責任で補償すること。
8. 前例のない一斉休業の要請に伴い生ずる様々な自治体現場の実態を十分に把握し、自治体の要望も踏まえて政府は責任ある対応を行うこと。

以上

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号・抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号・抄）

（定義等）

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

令和2年2月28日 新型コロナウイルス合同対策本部会議でのお答え内容（厚生労働省）

1. 1日3800件程度のPCR検査のキャパシティをなぜ活かせないのか？障壁となっていることは何か？

これまで、検査は必要な限り柔軟に行えるよう対象を拡大し、その旨の周知を努めてきたところです。検査の対象となる条件については、2月27日にも重ねて再度通知を行い、発出しております。今後も、必要な場合に検査できるよう、検査対象の周知とともに、検査体制の拡充に努めてまいります。

2. PCR検査の結果は、民間機関と国立感染症研究所でダブルチェックするルールになっているというのは事実か？事実であれば、そのようにしている理由は何か？

ご指摘のような事実はありません。

なお、過去に、各地方衛生研究所において新型コロナウイルス感染症のPCR検査を開始する際、初回についてのみ国立感染症研究所において検査結果を確認し、標準化を行ったことはありますが、現在では行っていません。

3. 医療機関から保健所に検査を依頼して、保健所が検査を断るケースについて政府として把握しているのか？仮に把握していない場合、調査はしているのか？この問題についてどのように対応するのか？

PCR検査の対象については、

- ・2月4日に、対象者の要件に限定されることなく、各自治体の判断で検査を行うことが可能であること
- ・2月7日及び11日に、自治体に対し、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、保健所長を含めて保健所内で十分に相談した上で、各自治体の判断で柔軟に検査を行うことが可能であること
- ・2月17日に、疑似症患者の定義に該当しない者についても、医師が総合的に判断した結果により検査を行うこと
- ・2月27日に、検査の対象となる方について、より分かりやすくお示しする内容を、それぞれ事務連絡で示してきたところです。

今般、医師が総合的に判断して検査が必要とした場合でも検査が行われない例があるとの指摘があることは承知しております。これらについては、個別具体的な情報が得られた場合には事実関係を確認し、必要に応じて個別にPCR検査の対象に関する周知を行っております。

また、日本医師会においても実態調査が行われる方針であることと承知しており、厚生労働省としてもその結果を踏まえて、必要に応じて所要の対応をとってまいります。

4. バイオセーフティレベル2以上でPCR検査ができる施設は、日本にどのくらいあるのか？これらの施設で1日に何件程度のPCR検査を行うことができるのか？仮に把握していない場合、調査はしているのか？

施設のバイオセーフティレベルはボトルネックではなく、実施する検査技師の数や、検体の配送や結果報告の体制を含めた総合的な枠組みが必要であることから、現時点では、バイオセーフティレベル2以上のPCR検査ができる施設について承知しておりませんが、今後も、これらの点に留意をしながら、必要な場合に検査できるよう、検査体制の拡充に努めてまいります。

5. 加藤厚労大臣は26日の予算委員会で「二月二十日の段階で、百を超える医療機関等、またあるいは民間企業でいえば十四ぐらいにはもうすでにPCR検査のキットをお渡しして、いつでもできるようにしていただいているんですが、少し立ち上がるまでに時間がかかるというお話をあります。」と述べているが、「立ち上がるまでに時間がかかる」のはなぜか？検査体制を拡充することの障壁となっていることは何か？

検査機関において、実際に検査が実施可能になるためには、技術的な用意だけでなく、検査を実施する人員の確保や検体受領の体制、検査結果の報告など総合的な対策が必要です。政府としては、これらも含め、検査機関が検査を実施できるように、引き続き支援を行ってまいります。

6. 中国が「ウイルスの検査キットを国立感染症研究所に提供した」との報道は事実か？当該検査キットは使用しているのか？仮に使用していない場合、使用しないのはなぜか？

中国から検査キットの提供を受けたことは事実です。提供されたものは、いわゆる迅速検査のキットではなく、PCR検査に用いるキットです。現在、試薬としての精度を確認しています。PCR検査の試薬は既に国内に流通していますが、検査を行う施設から希望があれば、提供を受けたキットを国立感染症研究所から配布します。

7. 感染拡大を防止する観点から、PCR検査を優先する職種についてどのように考えるか？

PCR検査は新型コロナウイルス感染症を疑う者について実施しております。

8. 海外で開発されているといわれている簡易検査キットで使えるものがあるか？仮に使えるものがある場合、なぜ使わないのか？

広く流通している簡易迅速キットについては、現時点で海外を含めて承知しておりません。

9. 簡易検査キットの開発の見通しについて説明して頂きたい。また、簡易検査キットが開発された場合、速やかに承認して使用できるようにすべきと考えるが、どのように考えているか。

簡易検査キットは、その簡便性や迅速性から必要が高いと考えており、PCR検査と比較して十分な検査精度が確保できれば、速やかに臨床現場で使用できるようにしたいと考えています。

今後とも、簡易迅速検査キットの開発を進めるとともに、海外での開発状況を把握できるよう努めてまいります。

10. 新型コロナウイルス感染症に関する検査や医療の提供について、保険適用の対象範囲も含め、保険適用の見通しについて説明して頂きたい。

PCR 検査については、感染拡大防止を目的とした公衆衛生施策として行政において実施することとなり、費用は公費負担しています。

今後、患者数が更に増加し、検査の主たる目的が各々の患者の診療に移っていく場合に備え、必要な作業を進め、保険適用が必要となった場合には、すぐに対応できるよう準備しているところです。

検査実施能力や体制整備状況を把握した上で、関係者のご意見等も踏まえ、早ければ来週中（3/2 の週中）にも保険適用ができるよう、引き続き検討を進めてまいります。

11. 地方の衛生研に対する予算措置について説明して頂きたい。

地方衛生研究所に関しては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において、都道府県等に対し、検査に必要な設備整備に対する補助を行い、感染症の検査体制を充実させていくこととしております。

12. 総理は 26 日、新型コロナウイルス感染症対策本部で「多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後 2 週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」と述べたが、以下の点について説明して頂きたい。

- ・「多数」「規模縮小」とは何人ぐらいを想定しているのか？
- ・「2 週間」の根拠は何か？
- ・「2 週間」後の対応についてはどのように考えているのか？
- ・満員電車も同様に「大規模な感染リスク」があるのかどうか？
- ・国会において、市民団体など一般の方が参加する集会を開催することの是非についてどのように考えているか？

政府としては、この 1、2 週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後 2 週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請することとしました。

状況が刻々と変化しているため、2 週間後以降については、そのときの状況を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

また、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるなどの知見もふまえ、対象となるイベントの規模感や縮小する程度については、個々のイベントの状況を踏まえて検討いただくものと考えており、一律にお示しできるようなものではないと考えております。

満員電車についても、一定程度のリスクが存在すると考えているため、厚生労働省としてもテレワーク

や時差通勤などの推進をお願いしているところです。

国会における活動についても、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いるようなものであれば、感染を拡大する可能性はあると考えており、それぞれの活動における主催者において適切に判断していただきたいと考えております。

13. 症状が出た後、かつ本人がマスクなどの予防策を取っていなかったと言った場合のみ、患者の行動を公表するという基準になっているということについて、改めて説明して頂きたい。また、このような対応が適切な情報公開であると考えているのか？

新型コロナウイルス感染症に関する情報公表について、厚生労働省では、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」を踏まえ、疾患の特徴や重篤性等を鑑みて情報公開しております。

当該基本方針は、感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要があるとしています。

一方で、公表に当たっては感染者感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならないとしています。

また、感染者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期の行動歴等の情報については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表する必要があるとされており、適切な予防策をとっていた場合については、当該感染症を感染させる可能性が低いため、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないよう公表しておりません。

これらの考えに基づき、現在の情報公開の方針は適切と考えております。

14. 26日の予算委員会では官房長官から、月6億枚を超える規模の供給力が確保できるという説明があったが、それで足りるのか？買占めや転売の規制をかける必要があるのではないか。

一般用マスクは年間のピーク時の量を確保するとともに、経済産業省、消費者庁と連携して、適正使用、代用品、手洗いなどの励行の広報を行い、需要側にも働きかけをしております。買い占めに関しては、メーカー、卸売業者による買い占めの事実は確認できておりません。転売に関しては、経済産業省、消費者庁において、インターネット流通事業者に対する働きかけを行っております。

15. コールセンターになかなか電話がつながらないという声が上がっている。2月24日時点では180回線で対応しているとのことだが、回線を増やすべきではないか？

厚生労働省のコールセンターにおいては、直近の2月19日から25日の1週間における着信数は1日平均4179.3件、応答数は3949.1件であり、着信のうち94.5%について応答をしておりました。着信数には、呼び出しを1~2回鳴らしてから電話を切るようなものも含まれており、それらを含めた着信の90%以上に応答できている状況です。

16. クルーズ船について、空気孔の PCR 検査をしたり、空調ダクトの系統の特定の個所で患者が多くないかということを調べることについて、どのように考えるか？

現在、ダイヤモンド・プリンセス号における新型コロナウイルスの感染経路等を検証するため、感染症の専門家が船内の施設や設備から検体を採取し、新型コロナウイルスが検出されるか等の調査を行っているところです。客室や、船内における排気フィルターなどから検体を採取し、調査していると聞いています。

17. クルーズ船の待合所の感染防護対策は万全だったのか？待合所で対応した職員で感染した人はいるのか？

クルーズ船で業務を行うに当たってはWHOの標準予防ガイドラインに基づき、常時マスクを装着し、手洗いや手指消毒をこまめに行うこととしておりました。

また、感染症の専門家の意見を聞き、船舶という限られた空間や、担当者が定期的に交代するという現場体制の特殊性を踏まえた上で、区域管理（ゾーニング）を行っていました。

クルーズ船に乗船して業務に従事したもので感染した厚生労働省の職員は2名、検疫所の職員は4名、内閣官房の職員は1名（2月27日時点）ですが、いずれも待合所での対応は行っておりませんでした。

18. クルーズ船に乗船した厚労省職員について、現場での対応から職場復帰までの行程（例えば、検査を受けた後に自宅待機を一定期間する等）を説明して頂きたい。また、PCR検査を受けた人数、出勤した人数などを示していただきたい。

クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の船内で業務に従事していた厚生労働省職員等が新型コロナウイルスに感染していたことが確認されたことから、

- ・ クルーズ船に乗船して業務に従事する職員の感染予防策が適切に講じられているか
 - ・ これらの者がその後船外で業務に従事する中で感染を拡大する恐れはないのか
- という点で、国民の皆様にご心配をおかけしたところです。

厚生労働省の職員のうち、クルーズ船に乗船して業務に従事するすべての職員について、PCR検査を実施することとしました。

その上で、本省の職員については、下船後2週間は症状の有無にかかわらずテレワークを行うこととしたところです。

19. クルーズ船から下船して熱が出ている人などが出ていることに鑑み、下船した人に特定の施設で一定期間滞在してもらうことの必要性についてどのように考えるか。

クルーズ船の乗客のうち、PCR検査の結果が陰性で、かつ、同室の方の検査結果も陰性であった方については、専門家のご意見を踏まえ、船内における14日間の健康観察期間終了後は、日常生活に戻っていただくこととしました。

これらの方々については、下船後に発症した場合にはその情報を国・都道府県等が迅速かつ一元的に把握し、医療機関の受診につなげることが重要であり、これを目的として、下船者のフォローアップを実施しています。

厚生労働省からは、各都道府県に対し、
・保健所等からの健康フォローアップについて、毎日実施すること
・不要不急の外出は控え、やむを得ず外出する場合は、無症状の場合であっても、公共交通機関の利用は避けるよう対象者にお願いすること
等を依頼しています。

一方、陽性の結果が出た方と同室だった方や乗員については、ご指摘のように、下船後も特定の施設への入所をお願いし、引き続き健康観察を行っているところです。

20. 日本人が諸外国で入国拒否されたり、制限されたりした事例はあるか？事例がある場合は、その対応策についてどのように考えるか。

(外務省からお答え)

21. チャーター便以外の国内事例で湖北省滞在歴が「調査中」となったまま人がいるが、なぜ「調査中」なのか。

厚生労働省の新型コロナウイルス対策本部より、国内事例について、各自治体に事例ごとの情報を確認し、日々アップデートしているところです。「調査中」となったまま人がいることについては、自治体の確認がとれていない又は未回答であることに伴うものです。

22. 政府は専門家会議を開催しているが、関連学会との連携は行っているのか。

専門家会議において、日本感染症学会、日本環境感染学会からも専門家に参加をいただいています。また、関連学会が発表しているガイドライン等を必要に応じて紹介しております。

23. 患者や濃厚接触者、その家族等に対する誹謗中傷や差別を防ぐ対策を強化するべきでは？

患者や濃厚接触者、その家族への誹謗中傷、差別を防ぐことは重要と考えております。関係省庁と連携の上で、必要な留意を行い、対応を取ってまいります。